

令和08年度(2026年度)町民の声と町の回答(所管：総務課)

NO	受付日	件名	内容	町の回答
1	4月17日	喫煙スペースについて	先日、車で役場を訪れた際に気になる点がありました。 駐車場に車を停めた際、喫煙スペースが設置されていることに気づき、現在の受動喫煙対策の流れの中で、公共施設として適切なのか疑問に感じました。特に保健センターも併設されていることを考えると、来庁者への影響も懸念されます。 また、その喫煙スペースで、名札を付けた職員の方が複数人で談笑している様子が見受けられました。休憩中であつた可能性はありますが、来庁者からは業務中に見えるため、適切とは言い難い印象です。 さらに、エレベーターを利用した際にタバコのおいが強く残っており、不快に感じました。職員の方に確認したところ、3階に執務室がある副町長が喫煙している可能性があるとの説明を受けましたが、来庁者が利用する設備としてふさわしい環境とは思えません。 15分ほどで用事を終えて駐車場に戻った際にも、同じ職員の方々が引き続き談笑しており、役場の業務体制について疑問を感じました。 一方で、喫煙をせず真面目に業務に取り組んでいる職員の方々もいることは承知しています。だからこそ、一部の行動によって全体の印象が損なわれてしまうのは非常にもったいないと感じます。 役場は町民が利用する公共の場であり、その環境や職員の姿勢は信頼に直結します。喫煙環境の見直しやサービスの徹底について、改善をご検討いただきたいと思います。	豊山町では、健康増進法第25条の規定により、公共施設における受動喫煙の防止策を定めています。その一環として、役場の利用者が通常立ち入らない場所に特定野外喫煙施設を設置し、受動喫煙防止を徹底しており、来庁された方が快適に過ごしていただけるよう努めています。 また、勤務時間中の職員の喫煙につきましては、来庁者の皆さんに疑念を抱かれることのないよう周知徹底してまいります。